



**文部科学省における
PFI事業の現状と今後の進め方について**

2009年10月19日

**文部科学省大臣官房文教施設企画部
計画課整備計画室室長 山崎 雅男**



目 次

1 国立大学法人等施設のPFI事業について

・背景

・現状について

(1) 国立大学法人等施設のPFI事業に関する取組

(2) 国立大学法人等施設のPFI事業の実施状況

(3) 今後の国立大学法人等におけるPFI事業の考え方

(4) プロジェクト研究推進型PFI事業について

・課題

2 公立学校施設のPFI事業について

・公立学校施設をめぐる現状

・PFI事業推進のための取組



1. 国立大学法人等施設のPFI事業について

背景

国立大学法人等における施設整備を取り巻く現況

- ・ 国立大学法人等施設の老朽・狭隘化が顕著(安全安心な施設環境の整備が急務)
- ・ 現下の厳しい財政状況(社会保障関係費の増大に伴う予算の縮減化)
- ・ 新たな研究ニーズへの対応(施設整備の早期実現が困難)



新たな整備手法の推進

- ・ 国立大学法人等の自助努力に基づく施設整備の推進
- ・ 他省庁・地方公共団体との連携による整備の推進
- ・ 民間資金を活用した整備の推進(PFI事業等)

現状について

(1) 国立大学法人等施設のPFI事業に関する取組

- 1999年度 民間資金等の活用による公共施設等の設備等の促進に関する法律
 (「PFI推進法」)が施行
- 2000年度 文部科学省におけるPFI事業の取組について検討を開始
- 2001年度 国立大学等施設のPFI導入可能性調査に着手
- 2003年度 国立大学等施設のPFI事業の実施
- 2004年度 国立大学等の法人化(実施主体は国から国立大学法人等へ)
- 2006年度 これまでに実施した事業の評価と今後の推進方策の調査研究
- 2008年度 PFI事業に係る各種モニタリング手法の課題と改善方策の調査研究
- 2009年度 新たな事業スキームとしてプロジェクト研究推進型PFI事業を実施

(2) 国立大学法人等施設のPFI事業の実施状況

< 実施年度別内訳 >

【2003年度】	14事業	・政策研究大学院大学(六本木)校舎	他13事業
【2004年度】	10事業	・北海道大学環境資源バイオサイエンス研究棟改修	他9事業
【2005年度】	1事業	・神戸大学(六甲台2)総合研究棟(農学系)改修	
【2006年度】	1事業	・九州大学(伊都)実験施設	
【2007年度】	1事業	・東京大学(海洋研)総合研究棟施設整備等事業	
【2008年度】	1事業	・筑波大学(西)附属病院再開発事業	
【2009年度】	3事業	・東京大学(本郷)総合研究棟施設整備事業(手続中)	他2事業

15大学 31事業を実施

< これまでにPFIを活用して実施している施設 >

教育研究施設(実験施設を含む)	25事業
宿泊施設(学生宿舎、国際交流施設等)	3事業
福利厚生施設	3事業
図書館	1事業
医療施設	1事業
立体駐車場	1事業

複数分野の施設整備による重複を含む。

< 事業方式別内訳 >

BTO方式	24事業
BOT方式	7事業
RO方式	6事業
RTO方式	3事業

複数の事業方式による重複を含む。

事業費総額 約2,490億円(うち建設費相当額 約1,350億円)

整備面積 約51万㎡(うち改修 約22万㎡) 未契約の3事業分については含んでいない。

整備事例

(教育研究施設)

京都大学(南部)総合研究棟



北海道大学(札幌1)

環境資源バイオサイエンス研究棟改修



政策研究大学院大学(六本木)校舎



(宿泊施設)

東北大学(三條)学生寄宿舍



(3) 今後の国立大学法人におけるPFI事業の考え方

PFI事業の現状

文部科学省では、国立大学等施設の重点的・計画的整備を支援するため、その整備手法の一つとしてPFI事業を活用することとしているが、これまで行ってきた国費主導によるPFI事業は、現下の厳しい財政状況を勘案すると、後年度における財政の硬直化を招く恐れがある。



新たな事業スキームによるPFI事業の推進

・独立採算性の高いPFI事業の推進

今後、学生宿舎(留学生含む)、駐車場、福利厚生施設、産学連携施設等、一定の事業収入が得られる独立採算性の高い事業を推進する。その際は、BOT方式の活用についても検討する。

・大学法人の自助努力によるPFI事業の推進

大学法人の資金(寄付金、補助制度の活用、事業収入)等を財源とする事業の導入を図る。

(4) プロジェクト研究推進型PFI事業について

東京大学 総合研究棟(工学部新3号館)施設整備事業

【事業方式】BTO方式 + BOT方式

【事業期間】14年間(2010年度～2023年度)

【事業規模】約26,000m²

【業務範囲】設計、建設、工事監理、運営、維持管理業務

現在、事業者を選定中。供用開始は2012年4月頃を予定。



民間収益施設 約200m²
事業者の独立採算による整備 BOT方式

プロジェクト研究スペース(レンタルラボ) 約5,000m²
競争的資金等を施設利用料として活用した整備 BOT方式

基礎的な教育研究部分 約5,000m²
国費による整備 BTO方式 + BOT方式

基礎的な教育研究部分 約16,000m²
大学の自助努力による整備 BTO方式

合
築
整
備

他、2件を実施予定

課題

PFI事業に係る各種モニタリング手法の課題と改善方策について 背景(平成20年12月実施調査)

調査目的

多くのPFI事業が維持管理・運営段階に入ったことを踏まえ、事業の維持管理・運営段階等にける課題やその改善方策について調査するため

調査内容

- ・要求水準書のあり方
- ・設計施工段階における検討のあり方
- ・設計施工および供用開始後のモニタリングのあり方 等

調査対象

PFI事業(27事業)を実施している全ての大学、PFI事業者、施設利用者

課題

- ・要求水準 : 大学と民間事業者との解釈の齟齬
質的水準の捉え方の相違 添付資料・図面の拘束力が不明確
大学の管理運営の情報不足
- ・モニタリング : 対象、判断基準が不明確
公募段階でモニタリングの実施方法等が未整理
- ・大学側の実施体制が不明確
民間事業者との交渉が多岐に渡る。

改善の方向性について

- ・ 求めるサービス水準について、大学と民間事業者で共通認識を持つ
- ・ 大学と民間事業者の双方にメリットのある協働体制を確立する

改善方策の検討について

企 画

大学の実施体制(調整機能)の確立
施設利用者の要望の集約・調整

意図を的確に伝える要求水準書の作成
仕様規定の適切な活用
(キャンパスマスタープランとの整合 等)

建 設

建設モニタリングの明確化
設計・施工段階におけるモニタリングの留意点を明示
施設利用者の理解

維持管理 運 営

モニタリングの実施方法等の明確化
モニタリングの項目、判断基準、支払いメカニズムを具体化
満足度調査の活用



2. 公立学校施設のPFI事業について

・公立学校施設をめぐる現状

- 耐震化推進の必要性(公立小中学校の耐震化率67.0%)
老朽化への対応
- 多様な学習形態への対応

限られた予算で着実な整備を効率的に実施

公立学校施設整備・運営へのPFI手法の導入

- ・公立学校の設置、管理は学校教育法などの規定により地方公共団体の教育委員会が行うこととされている。
- ・施設の設計や建設の他、維持管理については植栽・清掃・警備等、運営については給食業務等をPFI事業として実施することができる。

. PFI事業推進のための取組

地方公共団体が行う施設の整備に対して国庫補助

○対象経費

公立学校施設の建築に要する経費(PFI事業者が施設を整備した後、地方公共団体が当該施設の所有権を取得するために要する買収費)

BTO方式のみならず、BOT方式による施設整備も建築に要する経費について国庫補助対象

○対象学校

小学校、中学校、幼稚園、特別支援学校

○補助率(新增築の場合)

1 / 2

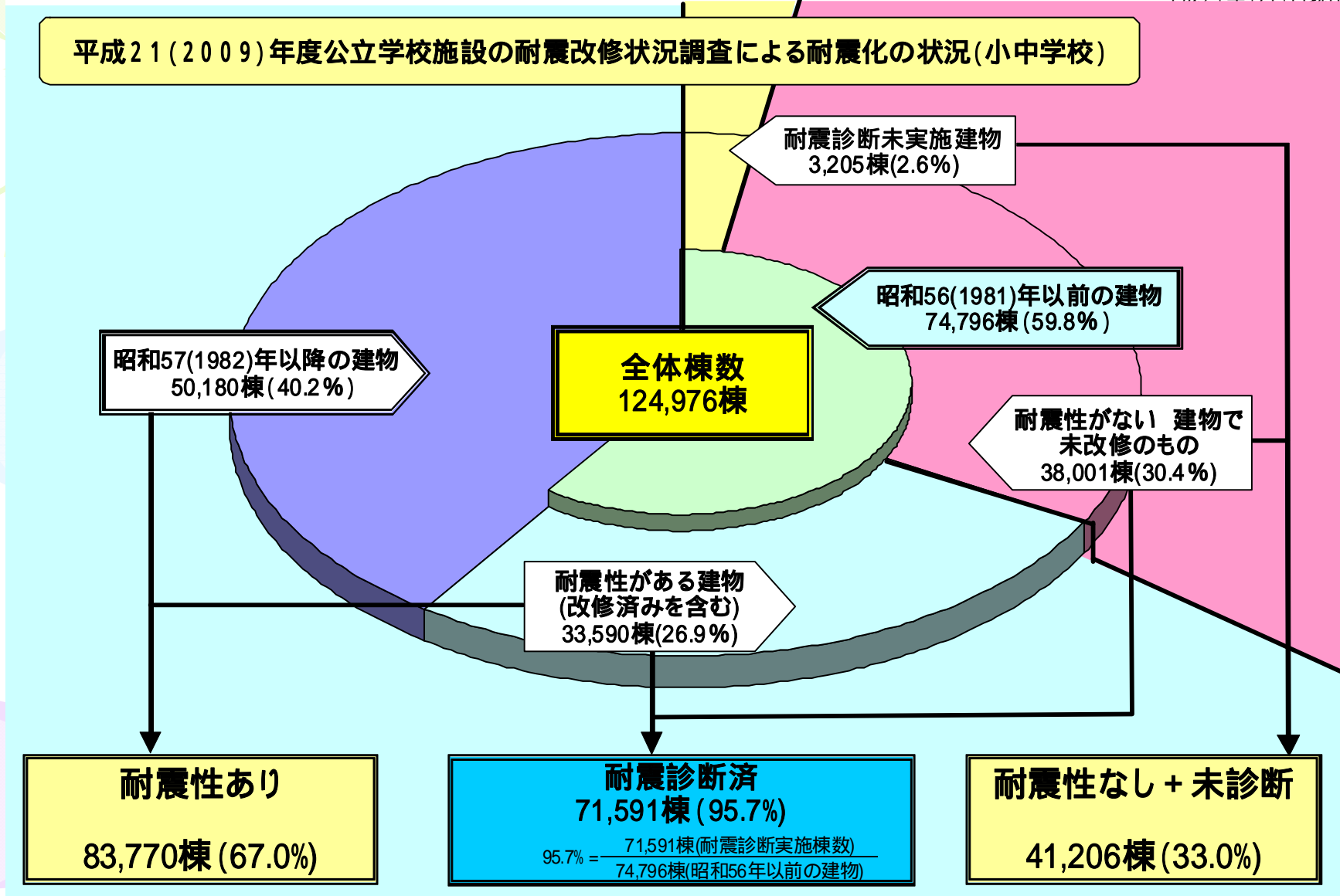
これまで、34事業のPFIを実施 (うち供用開始済17事業)

【2008年4月現在】

公立学校施設の耐震化の状況(小中学校)

平成21年4月1日現在

平成21(2009)年度公立学校施設の耐震改修状況調査による耐震化の状況(小中学校)



耐震性が確認されていない建物を含む。

耐震化に特化したPFIマニュアルの作成

耐震化が進まない理由

財政状況が厳しい 対象棟数が多い 技術職員が不足

PFIのメリットを最大限に活用

少ない初期投資 民間事業者の能力やノウハウの活用
複数校の耐震化工事を一つの事業として実施(バンドリング化)することにより、同時に多くの学校施設を耐震化

< PFI活用の障壁 >

事業化の手續に期間がかかる、初めて実施する設置者には慣れない作業

公立学校の耐震化に特化したPFIマニュアルを作成し、
各地方公共団体に配布、説明会の開催

PFI導入可能性の検討マニュアル

- ・各設置者の担当者がPFI導入可能性について簡易に検討できる内容
- ・VFM算出シートを添付

PFI導入実務マニュアル

- ・実施すべき事項の整理
- ・公表資料の雛形を提示

耐震補強事業におけるPFI方式の活用事例

京都府京都市 京都市立小中学校耐震化PFI事業

事業内容

・耐震補強業務

4校の耐震第二次診断、耐震補強設計、耐震第二次診断及び耐震補強設計に係る第三者機関の判定取得、耐震補強工事及び工事監理

・定期調査等業務(維持管理業務)

法律に基づく建築物・建築設備の定期調査・定期点検

課題

従来の方で耐震補強を実施した場合

- ・工事の長期化や大規模な仮設校舎の設置等により学校教育活動へ多大な影響が発生する
- ・事業費が多額となる

PFI方式の活用(RO方式により実施)

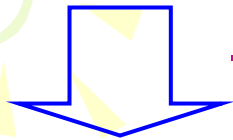
民間事業者の能力やノウハウを活用

- ・既存校舎を使用しながら、学校教育活動等への影響を出来る限り低減しつつ、早期かつ確実に実施
- ・事業期間中の財政負担額について約4%の削減が期待される(VFMが発生)

今後の展望

京都府京都市の事例

公立学校の耐震化に特化したPFIマニュアルを活用し、耐震補強事業のみをバンドリングし、PFI方式を活用した初めての事例

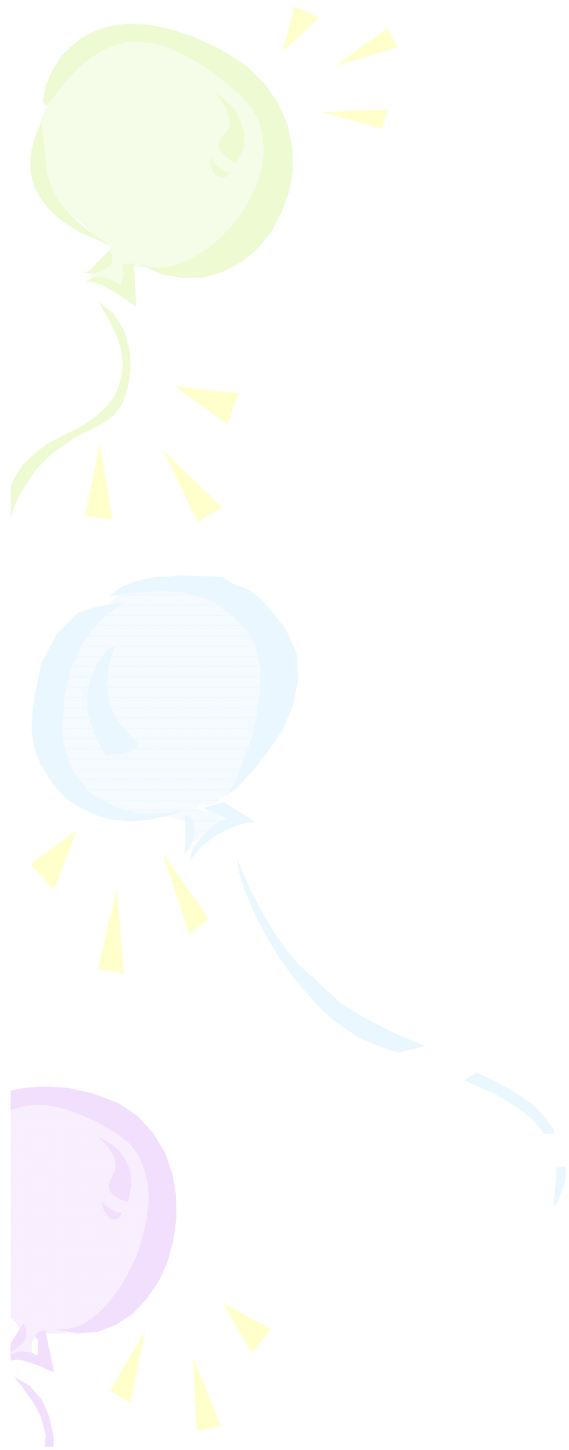


一定の成果ではあるものの...

京都市では、過去に、公立学校施設の整備にPFI方式を活用した事例があり、PFIに関する豊富な知識・経験の蓄積が、事業実現の大きな要素となっている

PFIマニュアルについての今後の展望

- ・PFIマニュアルの作成・配布から1年が経過していることから、地方公共団体における検討を経て、京都市に続き、耐震補強事業におけるPFI方式の活用事例が出てくることを期待
- ・特にPFI導入実務マニュアルにおいては、PFI事業全般に共通する事項について解説しており、これまでPFI事業を実施したことのない地方公共団体において、耐震補強事業のみならず、広くPFI事業の検討を行う際の材料として活用されていくことを期待



Thank you.